

平成 30 年 3 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 30 年 3 月 28 日 (水) 開会 17 時 00 分
閉会 18 時 43 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
議事録署名委員 明石 光伸 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
月輪 利生 教育政策課長
姫野 悟 学校教育課長
梅田 智行 スポーツ健康課長
末光 淳二 教育政策課参事
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長
亀川 義徳 社会教育課参事
矢野 淳子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 2 名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の廃止について
【議第 12 号】
第 3 北部中学校用地の所管換について【議第 13 号】

報告事項 (1) 別府市職員退職手当に関する条例等の一部改正 (関係部分) について【報告第 2 号】
(2) 部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画 (案) について【報告第 3 号】
(3) 平成 30 年第 1 回市議会定例会について【報告第 4 号】

そ の 他 (1) 4 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 30 年 3 月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は明石委員さんをお願いします。

◎ 別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の廃止について

寺岡教育長 次に議事日程第 2、議第 12 号 別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の廃止についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

総合教育センター所長 1 ページをご覧ください。議第 12 号 別府市いじめ問題調査委員会設置要綱の廃止について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。
廃止の内容ですが、もともと今年度の 5 月 10 日に別府市いじめ問題調査委員会の設置要綱を定めた次第です。これは、いじめの重大事態に関わる調査をする組織であります。ですが、この調査委員は公平中立な立場であることが望ましいという文部科学省の方針でございます。そういう流れの中で、教育委員会の附属機関としても、条例として立ち上げが示されているところでした。それで準備を進めておりまして、この設置要綱を廃止して、3 月議会で新しい条例を立ち上げることになった次第です。それでこの右のページにつきましては、平成 30 年 4 月 1 日をもって施行するというので、3 月 31 日をもって廃止となるという意味でございます。

寺岡教育長 ただいま議第 12 号につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。
質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 12 号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第 12 号は議決することに決定いたしました。

◎ 北部中学校用地の所管換について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第13号 北部中学校用地の所管換についてでございます。この件につきまして説明をお願いします。

教育政策課長 4ページをご覧ください。左側の表内の2筆の土地を右側の表内のように5筆に分筆して、その内の3筆を道路河川課に所管換するものでございます。

所管換する土地の位置でございますが、5ページをご覧ください。北部中学校に上る手前の坂道であります、市道妙診鉄輪線と市道歳ノ神姫山線の交わった丸で囲んだ場所でございます。6ページをご覧ください。所管換に至った経緯でございますが、北部中学校の給水ポンプ場から校舎への給水管の埋設工事を行なった際に、教育政策課所管の敷地内に市道がかかっていたため、もともと、この図で言いますと294番1を、294番1と294番5と294番6の3つに分筆し、その内の294番5と294番6が市道にかかっているため道路河川課に所管換いたしました。同じように294番2を、294番2と294番7に分筆し、その内の294番7を道路河川課に所管換したものでございます。

なお、分筆前と分筆後において地積の合計に差が生じておりますのは、現況を測量し直した際に生じたものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま議第13号につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第13号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第13号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項（1）、別府市職員退職手当に関する条例等の一部改正（関係部分）につきまして報告をお願いします。

教育政策課長 この条例につきましては、国や大分県の退職手当支給の引き下げが決定していることに鑑みまして、別府市においても職員の退職手当を削減することが決定したものであり、平成30年4月1日以降に退職する職員の調整率を削減するための条例改正であります。8ページから9ページにかけて第1条から第4条まで表記しておりますが、教育委員会関係部分といたしましては、第3条及び第4条となります。対象職員は、別府市

立幼稚園教諭が対象となります。幼稚園教諭につきましても市に準じる形で退職する職員の調整率を削減することとなりました。調整率削減に伴う影響額は、一人当たり約80万円となります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。
特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告事項（2）、部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画（案）につきまして、ご説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは16ページ報告第3号、部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画（案）につきまして、ご報告申し上げます。

昨日の総合教育会議で、委員の皆様にはすでにご報告させていただいているものでございます。内容につきましては、昨日お話申し上げましたが、この計画を作る根拠につきましてひと言ご説明を付け加えさせていただきます。今回の部落差別解消推進法でございますけれども、全6条でもって作られております。特に第4条、5条、6条がこの法律の骨格となる部分でございます。相談体制を充実することというのが第4条、教育及び啓発を十分に進めるということが第5条、そして、実態の調査が第6条となっております。この計画はこの第5条に基づいて、必要な教育及び啓発を行なうための方針・計画ということになります。この法律の骨格になるところでございます。教育委員会として策定するこの方針、市長部局として策定する方針という2本立てで、今のところ策定することを考えております。

それでは23ページをお開きください。内容は昨日の資料と変わっておりません。具体的な取組といたしまして、今後、部落問題学習をしっかりと質を向上させながら進めていくということで、1つ目の方向性といたしております。2つ目の方向性は、そのために教職員研修をしっかりとやって、先生方の意識を高めるということで、教職員研修充実の各施策を盛り込んでおります。方向性3といたしまして、しっかりとした体制で組織的に学習をしていくということで、推進委員会を年間4回持つとか、教育委員会は研究会の支援をするとかいうことを盛り込んでおります。最後の方向性4として、保護者・地域への啓発を進めていきますということで、PTA参観日等活用して、保護者への啓発を進めていくということを盛り込んでいます。本計画に従いまして、細かな実施要綱等を定めながら取組を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

高橋委員 道徳教育が始まるというところで、人権教育ということをも道徳の時間で授業としてやっていくということによろしゅうございますか。

学校教育課長 今委員がおっしゃったように、道徳の授業としてこの人権教育を行なっていく場合もありますし、特定の教科の枠、時間の外で行なう場合もあると思いますので、それぞれが、人権教育の内容に応じていろんな時間を使いながら、各学校で実施されていくものと思います。

高橋委員 ということは、今までより人権については学ぶ機会は、学校現場では増えるということによろしゅうございますか。

学校教育課長 増えると思います。特に今回の法律が、法律の名前のおり部落差別解消ということが打ち出されておりますので、よく言われる人権8課題ですね、子どもとか女性とか外国人とか、そういうものに合わせて、これもでもありましたけど、同和問題、特に部落差別の問題についてしっかりとやっていくということが打ち出されています。ですから、時間数としても、これまでよりも充実した授業をするということになれば、増えなろうかと思えます。

高橋委員 以前と違ってインターネットの時代ですので、いわゆる書き込みあたりで、対象者外の人までも巻き込んで傷つけるような事例も全国的には起こっているのです、ぜひ道徳の時間でしっかり学習していただきたいなと思えます。

学校教育課長 今まさにご指摘いただいたとおり、ネットを使った書き込み等ですね、今日的な問題もありますので、それらにも対応した人権学習の在り方というものを研修して、しっかり授業に落とし込んでいくということが必要だと思えます。ご指摘のとおりだと思います。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（3）

寺岡教育長 次に報告事項（3）、平成30年第1回市議会定例会につきまして、ご説明をお願いいたします。

教育参事 報告第4号、平成30年第1回市議会定例会について報告いたします。3月議会は、3月1日から3月23日までの23日間で開催されました。日程は3月1日に新旧の予算議案と条例改正等の事件議案を上程、まず3月6日に平成29年度3月補正予算に係る議案質疑、7日に常任委員会が行なわれ、12日に議決いたしました。3月13、14、15日の3日間に新年度予算等に係る予算特別委員会、15日の予算特別委員会終了後に議決、16、19、20日の3日間が一般質問、そして23日が最終日という日

程で行なわれました。

はじめに3月6日に行なわれました平成29年度補正予算に係る議案質疑について、教育委員会の3月補正はほとんどが係数整理による減額補正でございます。この件につきましては、質問通告はございません。

条例改正等の事件議案につきましては、教育委員会から2件の事件議案を上程しております。学校教育課からいじめ対策委員会等設置条例の制定、スポーツ健康課からセーリング艇庫の長期かつ独占的な利用についてでございます。この2件につきましては、4名の議員より質問通告があり、お手元の別紙資料1ページから5ページに答弁内容を掲載しております。翌7日に委員会が開催され、特段質問等はなく、全員異議なく承認をされました。

13日から3日間、予算決算特別委員会が開催され、7名の議員より質問通告がありました。16日からの一般質問につきましては、12名の議員より質問通告がございました。内容についてはそれぞれ担当課長より報告させていただきます。

※ 別冊資料に基づき、各担当課長より議案質疑、予算決算特別委員会、及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま平成30年第1回市議会定例会の概要につきまして、各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

高橋委員 3点ございます。まず2ページのいじめの問題なのですが、市のPTA連合会のほうが、困ったときにお便りを出してくれという活動が、一昨年だと思んですけど始まったと思んですけど、その現状はどうなっているのか、それはお便りが無いほうがいいわけですが、お便りがあって活動があったというような報告が教育委員会のほうに来ているかどうかということ。

それから6ページの図書館・美術館の件なんですけど、基本構想ができて、どういう建物でどういう内容かということももちろん大事なんですけど、もうひとつ、やっぱりどこに造るのかということも大事ではなからうかと。それは卵が先か鶏が先かみたいなことになるかもしれないんですけど、設置場所については、基本構想と平行してやっていくのか、それとも先に設置場所を見つけていくのか、それがどうなのかということですね。

それから3点目は、確か地区公民館には意見箱というものがあったと思うんですけど、その活用がどのようになっているのか。この3点を伺いたしたいと思います。

寺岡教育長 3点ございました。まずPTAが主催してありました「いのちの手紙」というものですかね、それについてお願いします。

総合教育センター所長 2年前まで行なっていたところですが、子どもたちへの配慮を十分検討して、その後PTA連合会のほうで止めているという状況でございます。

高橋委員 その活動自体を止めているということですか。

総合教育センター所長 はい。

寺岡教育長 それでは2点目、図書館・美術館の設置場所について、社会教育課長お願いします。

教育次長兼社会教育課長 建設場所、それから規模という順番です。これは今年1年でいろいろな余剰地を法的な整理をして、どういうところがあって、どこなら建設ができるかなというような検討はしておりますが、ではどこに建設しようというところまではまだ至っておりません。今後の新年度の予算の中で、委託する中でそこをより明らかにして問題を整理して、具体的に優先順位をつけて候補地を検討するという流れで、併せて建設の建物の規模感も一緒に今年度に明らかにしていくという計画でございます。

教育参事 これは今回の4月の人事異動でも出ておりますが、図書館・美術館整備の担当職員が1人社会教育課のほうに配置されました。今後、今年末までには何らかの方向性を出さなければならないのかなという部分で、社会教育課長も視察等に行っております。どれだけの施設が必要なのかというやっぱり規模感ですね、それで、その広さに対応する市有地があるのかという部分、先ほど言われたように卵が先か鶏が先かという部分なんですけど、それが合致するような土地を逆に探さなければいけないのか、そういう土地がなければ規模感はどうするのかという部分もこの1年で検討していかなければいけないのかなというような指示等も受けておりますので、それに向かって進めていきたいと思っております。

寺岡教育長 次に安部一郎議員が以前、教育委員会が持っている公民館も含めて、指定管理をしているんだけど、市民の目線に立ってやっているか、市民や利用団体の声を聞くべきではないかということで、各施設に意見箱の設置を、ということでありました。まず地区公民館の現状から。

教育次長兼社会教育課長 地区公民館につきましては、今年度4月早々に意見箱を設置いたしました。その後、毎月月末に意見箱の中を収集して、実際には1, 2件の意見が入っていると。設置場所をもっと目立つ場所にというような意見もあります。できる限り目立つところに配置をしているつもりでございますが、時には1, 2件もないときもございます。その内容は、すぐできる部分もありますし、ハードの整備とか予算を要する部分もありますので、具体的に申しますと、駐車場のラインをちゃんと引いてくれとかですね、そういうのは新たに予算要求をして新年度に整備する、そういうことも今度の予算で反映させていくということもあります。実際には、ちょっと難しいなという部分も確かにあります。

高橋委員 一番心配したのが、例えば受付にいらっしゃる方とか事務所にいらっしゃる方が、いわゆる個人攻撃にならないかなということを心配したんですね。何々さんの対応が悪いとかですね。では、いわゆる公の施設についてご指摘いただいているという捉え方でよろしいですか。

教育次長兼社会教育課長 はい。

寺岡教育長 ではスポーツ施設についてはいかがでしょうか。

スポーツ健康課長 指定管理者が管理しているスポーツ施設にも設置させていただきました。スポーツ施設では2か月に1度回収に回っております。中には施設の整備についての要望が多く、それと高橋委員が言われておりましたが、個人攻撃というわけではないんですけども、職員の対応についての苦情も中には入っておりましたので、指定管理者に対して、こういうふうにしたらどうかという意見も含めて協議させていただき、その部分については改善をしていただくようにさせていただきました。

教育参事 スポーツ施設に関しては、職員に攻撃する方もございます。個人にお話してもどうしようもないので、管理者に注意喚起してもらおうという形でスポーツ健康課のほうに動いてもらっています。

寺岡教育長 その他ございますか。

福島委員 いじめ対策委員会が設置されましたね、条例で。その時に、いじめた人、いじめられた人がいるわけですね。仲間同士でいじめたのももちろん対象になると思うんですけど、いじめられていると分かっているか分かっていないか分からないけども、いじめられていると分かっているとしたら、見過ごしている先生もいるわけですね。そこは明文化されているんですか。この人が対象ですよということが。もちろん仲間の同級生も対象ですよということは多分、明文化されていると思うけど、見過ごした先生に対しても書かれているんですか。そこがちょっと知りたいんですけど。

学校教育課長 見過ごした教員に対しては、そこには触れておりません。

福島委員 そうでしょ。それはちょっとぬるいんじゃないですかね。

学校教育課長 この条例が、本来ならば基になる基本方針というものがあって、教員がいじめを見逃さないようなことをきちんとやるべきだということが位置づけられていて、教員としてこういうことに心がけて見過ごさないようにすると。不幸にしていじめが起こって、それが重大事態に発展したときには、いじめ対策委員会を立ち上げ調査をしますよと。今回はその調査をするいじめ対策委員会をどういうふうに設置するかという条例でございますので、委員ご指摘のように、今基本方針を策定しておりますので、その中で教員のあるべき姿をきちんと。

福島委員 ぜひともですね、主語を明文化しておかないと、私はよくないんじゃないかと思います。いじめといたら、いじめられた子がどうやっていじめられたかということばかりやるわけですね。大人がやっぱり見過ごしてしまうと子どもたちがかわいそうですからね。ぜひ基本方針の中で明

文化してほしいと思います。

寺岡教育長 傍観的な立場の人も、確か明文化されていたでしょ。

総合教育センター所長 設置要綱の中で、傍観者もいじめの加害の中に入るという解釈になりますよということで、解釈として入れております。

福島委員 説明するときも、この3つがないといけないですね。傍観者も良くない、見過ごした先生も良くない、もちろん仲間同士で叩き合うのも良くない。

教育参事 そこがですね、傍観者になってしまうがために、重大事故になってしまうという認識がないとですね。どこまで教職員が先に察知するかという部分なんですけど、それを全然知らないままで問題が大きくなってからでは遅いわけなんで、そういったところを早急に判断をしましょうということも議員の質問の中にもありました。

学校教育課長 また基本方針を策定する中で反映させていきたいと思います。

寺岡教育長 その他よろしいでしょうか。

小野委員 ちょっと分からないところがあって、4ページのところですけど、ヨットハーバーのセーリング艇庫が美化に心がけていただけるようであるんですけど、そういうふうな状態なんですか。

スポーツ健康課長 セーリング艇庫自体は建設後10年ですって、大分県のセーリング連盟に全て運営から維持までお願いしているところでもありますので、市のほうから特にメンテナンスに入るとかいうことはありませんから、その部分についてちゃんとメンテナンスしているのかなということのようです。ちょうどヨットハーバー周辺のホテルが新しく改装される最中で、周りはいきれいになるけど、まだ整理しなければならぬところがあるのではないかというような話が少し出ておりました。

教育参事 二巡目国体に建てた艇庫は海側に建っているんですけど、一巡目に建てた艇庫がそのまま残っておりますので、その辺を今後、施設的に古くなって汚い部分がありますので、そういった部分は議員さんの話の中からは出てきておりません。見た感じホテルがきれいになってきているのに、なぜあんな古い建物がまだ残っているのかという部分がありますので、その辺も次年度以降について、解体していくかという話も出ております。

スポーツ健康課長 大分県のセーリング連盟は、定期的に海浜を含め掃除はしているところではあります。

明石委員 ちょっと要望もあるんですけど、8ページの洋式のトイレですね、これはいいんですけども、手洗い場がいつもものすごく気になっているんです。蛇口をみんな手で回すようになっていきますから、これは自動にするか、自動にするとお金がかかるから、要するに手ですなくてもいいよ

うにしないと、蛇口はものすごく大腸菌とか緑膿菌がうじょうじょしています。だから、逆にああいうところだったら洗わないほうがいいですよ。人の便を手につけるようなものです。それともうひとつ、幼稚園に行ったときに、まだ石鹸のネットをぶら下げているから、あの石鹸はものすごく汚いんですよ。石鹸はきれいと思っていたけど、実際にはあれも大腸菌がウヨウヨですよ。大腸菌がついているということは便がついているということですからね。これは間違いないことなので。僕も医学部で感染症を教えていますけど、これが最もよくないと教えていますから。トイレを良くするのも大事ですけど、手洗いのところが、旧式そのまま、30年前と同じような手洗いになっていますから、蛇口はぜひ。

寺岡教育長 当面はどうしたらいいですかね。

明石委員 上だけ長いレバーに変えたらいいですよ。簡単ですよ。

教育政策課長 手で触ることが悪いのであれば、レバーでも同じではないですか。

明石委員 手じゃなくて、肘ですればいいんです。長いのは手でするんじゃないんです。肘でするんですよ。触るのがいけない。手が一番汚いじゃないですか。インフルエンザでも何でも手洗い手洗いというのは、手が全部感染症の元になっているから。マスクはあまり役に立たない。マスクはエチケットといって、人にうつすのを予防するんです。自分が予防するのにはあまり意味がない。あれだけ手洗い手洗い言っているのに。

教育参事 手洗い手洗いと言っているけど、その蛇口を使っていくら手を洗ってもしょうがないということですね。

明石委員 あれだけ食事の前には手洗いしましょうとか言って教育している割には、その蛇口が危ないんだから良くないと思いますね。本当に考えられたほうがいいと思います。

寺岡教育長 それから幼稚園の石鹸ネットは、学校教育課長、どうしますか。

学校教育課長 実態を把握して対応したいと思います。

明石委員 ああいう固形の石鹸を置いておくのが一番良くないです。それからですね、奨学金のことですけど、大学の奨学金、これは非常にいいことですけど、ある大学の先生が、大学までするのはあまり良くないと。要するに益々格差をつけると。僕は、なるほどなと思うんですけど、むしろ何でもかんでも大学に行くのがいいのかどうかですよ、何の目的もなく。それよりも専門学校にもね、奨学金をするべきじゃないかと。例えば医療系だったら看護専門学校とか、あるいは検査技師学校とか理学療法士とかね、専門学校があるわけですよ。それは大学と全く同じような、社会に出て非常に役に立っているわけですよ。あまり言われなくても、何か知らないけど大学出ればいいという、社会に出てもその人たちはどういう、まあ社会人としていろいろあるでしょうけど、

せっかく大学を出たのにそういう仕事をしてるの？ということもあるだろうしね。専門学校でも目的意識を持ってやればいいんじゃないかなと思いますね。建築だって、建築関係の専門学校があるだろうし。だから、大学じゃないといけないというのは。看護師になりたいといって看護学校に行くわけでしょう。それは対象にしないのはいかがかなと。だから、高校を卒業して大学、じゃなくて、そういった各種学校も奨学金を出して。ヨーロッパなんかは技術者というのはものすごく優遇していますよね。だからそういう匠の世界というのかな、そういうのも奨学金の対象にしてもいいのかなと思うので、ちょっと考えてもらいたいなと思います。

学校教育課長 別府市の奨学金は大きく2つの柱、2つの考え方で実施しております。1つは高校生に対しては贈与、あげますと。これはどちらかというと生活支援、低所得者層への支援という経済的な支援という意味合いが強いんです。大学は貸与、貸しています。返却していただきます。これはどちらかというと、経済的支援もありますけども、別府とか大分県でもいいんですけど、地域を支える人材をしっかりと育成していくことを狙っております。その狙いであるならば、例えば免除規定を考えて、別府市に住民票を置けば返済を免除しましょうとか、別府市の企業に就職すれば免除しましょうとかいうことで、別府市を支える人材に対してインセンティブを与えるというような発想が、大学のほうにはどちらかというと強くあります。その中で、明石委員のおっしゃるように、例えば、国東だったと思いますけど、国東市民病院に就職すれば返さなくていいよと、ピンポイントでドクターをターゲットにして、国東市立の病院をしっかりと維持していくということもやっているようです。保育士さんとか、そういった職を支援することもあるかと思います。今後免除規定を研究していく中で、設けていきたいと考えておりますので、どういった免除規定を設けることが、明石委員ご指摘の狙いを達成することができるか、また、別府を支える人材を育成することになるのか、あるいは国や県も様々な奨学金のシステムを持っていますので、国や県の制度もミックスで考えていくことも必要であろうと思いますので、その辺も併せて研究して、今後奨学金の制度の充実を図っていきたいと考えているところでございます。貴重なご意見ありがとうございます。

教育参事 教育委員会から奨学金を出すというのがこの部分なんですけど、先ほど明石委員さんの言われたように、専門学校の看護師の部分については、家庭の状況とかいろいろありますけど、福祉部門でそういった部分がひとつあります。新たに学校に行って、看護師の免許を取ろうという状況の中で、家庭が苦しくて学校に行けない、そういった部分もありますので、全部拾い上げて、一回どういう状況になっているのか、また専門学校にも今後拡大をしていかなければならないのかなというように、検討のひとつかなというふうに思っております。

明石委員 27ページの働き方改革の支援なんですけど、働き方改革はいいことだと思ってるんですけど、やもすれば、それがあまりにも行き過ぎて、例えば教育長が言われているように、補導の問題ですね、夜遅くまで学校

の先生が家庭訪問したり、あるいは夜中に巡回したりする、そういうのはしなくなるんですかね。働き方改革あのまましたら、人員とかお金とかかかるわけですよ、ほんとにやろうとすると。だから、働き方改革で病院がものすごく困っているのは、医師が、例えば患者さんが悪くなったら夜中でも呼ばれるわけでしょう。ところがだんだんこれになってしまると、当直がいるから主治医がもう行かないと。何のために当直がいるのかと。我々の時代は、自分の担当の患者さんが悪くなったら、深夜だろうが何だろうが朝だろうがすぐ駆けつけてするわけですよ。それがだんだんそれがなくなってきて、自分が5時までだったら、5時過ぎにはもう当直の先生が診ることになっている。家族から何か文句を言われても、それはもう夜中はちゃんと診る者がおりますから、というふうにだんだんなっているんです。それでいいのかなというような感じがしてですね。だから問題は、過重労働が問題になっているんですよ。それともう1つはサービス残業というのが非常に問題になっていて、労働者にとってはその2つがものすごく言われていますけど、まあ病院の場合は、そういうことが起きたら、それを全部にすると膨大な時間外が出てくるわけですよ。だから、そうすると夜は当直に任せればいやと。そうやっていっても相手は人間ですからね、先生たちも相手は子どもたちだから、それはどうかなと思うわけです。人が増えたりするならばそれは問題ないけど、働き方改革をするんだったら、それに対する人員とか財源をある程度確保しなきゃ、なかなか難しいような気がするんですよ。病院の場合もっと問題になっているのは、当直というのは医療をやってはいけないって言うもんだから、何のために当直の医者がいるのかといたら、管理当直、管理するためにいるんだと、患者が悪くなったり救急車が入ってきたらそれを診ちゃいけない、それは当直業務じゃない、ということで、それをするのはちゃんとしたまた違う医者を用意しなさいと。ものすごくお金がかかるから、医療をやっていけない。だから救急を断ろうかという病院が出てくるんですよ、あまりにもお金がかかるから。だから、働き改革は非常に大事なことだけど、根本はサービス残業をやめましょう、そして過重労働をやめましょうということなので、それに対する財源的な人間的なものがないとやっていけないから。ちょっと気になったのは、夏休み学校の先生の補導ですね、あれなんか全部サービス残業ですよ。時間外手当なんかつかないんですよ。

学校教育課長 この業務改善計画を策定するにあたり、基本的な考え方として、主に2つの立場に立って策定しています。1つは、現に超過勤務が多いと。超過勤務が80時間を越える教員が中学校なんか30%以上という現状ですから、これは健康保持の増進という意味からも、人間らしく生きるという意味からも、やっぱり超過勤務を防がなければならない、これが1点です。もう1点は、ここがミソだと思うんですけども、例えば2020年、新しい学習指導要領ができて新しい教育が始まろうとしている中で、そこに向かってより教育を充実させていかなければならない、その教育を充実させることに対して、障壁となっているような労働のあり方を改善していく、この建前を忘れてしまうと、先ほど明石委員がおっしゃったように、一番大事なことをやめようよみたいな話になってくると。やっぱりそこは大事な立場としていきたいと思っておりますので、この業務

改善計画が、教師が教師の本分をしっかりと果たせるような運用になるように、それは教育委員会として気をつけていかなければならないと考えております。

高橋委員 総合教育センターの先生は、夜も行かれるんじゃないかな。いかがですか、現状では。

総合教育センター所長 担当指導主事の業務の内容にもよるんですけど、やはり込み入った難しい生徒指導上の問題が入ったりした場合は、それに対して学校支援等必要な場合ですね、かなりの時間を要して学校支援をしていますので、今、学校教育課長が言った何時間というのを遥かに越えるような実態はございます。一部です。

寺岡教育長 ですから、学校に問題がない場合は、センターが忙しくないのが一番教育としてはいいんですけど、ただ、教職の調整額ですね、4%が一律に全ての先生についています。残業手当は一切つかないんですよ。その代わり4%が一律ですよということですから。でも委員がおっしゃったように一定程度の人材確保をしてもらえば、深夜に入る先生も、よく生徒を知っている先生同士でチームを組んでいますから、交代で行く、そういうこともできると思うんですけど、現状は、子どもをよく知っている先生が1人で全部その子に関わったりするというような。先生の質にもよります。別に無関心な先生もいるわけですよ。だから学校づくりの中できちんとやっていけば、若干過重労働があるとは思いますが、そこが一番難しい、けれどやっぱり教育ですから見捨てるわけにはいきませんので、深夜になろうが朝になろうが、やっぱり行く先生は行きますから。そこは健康に留意しながら行くしかないんですけどね。

福島委員 やっぱりね、先生が能力を上げて、要領よく教えてあげればね、割とうまくいくんですよ。これが要領悪い教え方をすると、ダラダラやってね、何を言っているか生徒が分からないんですよ。だから、そこが一番の問題なんですよ。だからそちらの方向も少し。毎回言うように、何で要領よくやらないのかなというのがあるんですよ。

明石委員 確かに時間外が多い人には二通りあって、本当に仕事ができないからやるのと、じゃあ時間外がない人はあまり働いていないのかということ、それは要領よくきちんとなしているというのがありますからね。その辺はやっぱり認めてあげないと。

福島委員 そちらのほうをやるのが一番だと思いますけどね、今のうちに。教え方の要領は絶対あると思うんです。いい先生の教え方は一発で分かるわけですよ。よく分からない先生はさっぱり分からない。

高橋委員 お願いごとするときは、忙しい人をお願いしなさいといいますよね。要領というのをよくわきまえているから、上手に時間を工面しながらやられますからね。

寺岡教育長 よろしいですか。3月市議会定例会は、教育参事を中心に、各課の課長、参事、あらゆる関係の方々に回答していただきました。分量が多くて大変な作業だったと思いますけども。

明石委員 よく的確に回答されていますね。

寺岡教育長 ありがとうございます。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（1）

寺岡教育長 その他に入ります。4月定例教育委員会の日程を調整する前に、何かありましたらお願いします。

学校教育課長 お知らせをさせていただきます。平成30年度競輪・オートレース補助事業というプリントをご覧ください。JKAという公益財団法人です。競輪とオートレースの振興法人になりますけども、この法人が社会貢献として、各学校に活動費を出して、それぞれが目指す教育をすることを援助しようということでありまして、別府から何校か申込みをしました。「4.実施校」のところにありますように、鶴見小学校と中部中学校が、総合的な学習の時間や地域とともに学ぶ学習を進めるということに対して、これが審査を通過しまして、JKAより補助事業として指定され、補助金をいただくことになりましたので、お知らせいたします。

教育参事 昨年度教育委員の皆様方に、浜脇からいただいた雪村の作品の修復が先日約1年かかって出来上がりました。本来ならば皆さんにお見せするところですが、きれいに巻かれて、福岡からわざわざ修復をされた方が持ってきてくださいました。次回の定例教育委員会のときにお見せしたいと思いますので大変申し訳ございません。今日お見せできればよかったですけども、思いつくのが遅くて申し訳ございません。美術館のほうに保管しております。あまり長期に出すとまた虫がつくということなので、湿度等も管理しているみたいで、剥げたところもきれいに拾い上げていまして、落ちた部分も分かるところは全部元に戻しましたというお話を伺いました。見違えるようになっております。800万ほどの予算で修復いたしまして、立派なものになっておりました。

高橋委員 ご地域の方々にぜひお知らせを。

教育参事 はい。地域の方々には、現物を持っていくことができませんので、写真を撮ってプレートにして、レプリカをお渡しするようしております。

寺岡教育長 関連して、別府学等について何か報告はありますか。

教育次長兼社会教育課長 今年度、高校生以上に向けての油屋熊八のムービーを作成いたしました。

やっとほぼ完成したところです。お披露目は、4月1日のブルーバード劇場で、限定で100名の中学・高校・大学生で公開をします。その子どもたちが、油屋熊八に扮してパレードをすることになっております。これはいろんな企画を募集して、別府の3大学の学生が参画して、ストーリーやいろんなところで関わりをもっていただいた方たちが、熊八をもっとみんなに知ってもらおうということで、パレードも行います。また正式にDVDなどを500枚程度作りますので、次回にお見せしたいと思えます。

別府学の学習本の増刷につきましては、2学年に1冊学習資料がありますので、1年生は2年生になって同じ資料を使いますが、2年生は3年生になりますので、新しい3・4年生用の資料が必要になります。ということで、約半分増刷をしました。その中で、学校へのアンケートを取りまして、若干写真を差し替えたり、特に低学年については、習っていない漢字があったりしたのでルビを振ったりですね、若干の修正を加えて新しく学校に配った次第でございます。

寺岡教育長 教育政策課長、旧別商の入札関係はよろしいですか。

教育政策課長 13日で別商の貸付につきましては、公募を締め切りまして、1社、別府大学さんから応募がありました。23日に開札を行ないまして、1年間700万ということで落札いたしました。5年契約ですので、3,500万の消費税ということになります。契約としては4月1日から5年間ということで、今月中に契約を交わしたいと思えます。また、別府大学さんからも地域貢献ということで、大学が授業等で使わない空いたときには、なるべく他の団体にも貸したいというような意向もございまして、市民とか他の団体から問い合わせがあった場合には、大学のほうで対応をしていただけると聞いておりますので、貸せる範囲内で無償で貢献していただけるかなど。大学のほうも、授業等でグラウンドを使うということで、とても感謝されておりました。

福島委員 そちらあのグラウンドにはトイレはありましたか。

教育政策課長 グラウンドをちょっと出たところにトイレがあります。立派なトイレではありませんが。

教育参事 屋外トイレは前からずっと設置されております。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは4月の定例教育委員会の日程でございます。

【概要】 ※平成30年4月定例教育委員会の開催日程について、平成30年4月25日（水）17:00より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、平成30年3月定例教育委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。